

防府市告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

防府市長
池田 豊

整理番号	路	線	名	区	間	供用開始の日
〇二―一四八	大	日	線	大字高井字竹ノ下九〇七番一地从先から 大字高井字西河内九八七番一地从先まで		令和七年四月二十五日
〇四―〇四七	新橋	中	関線	大字田島字上地四筋第二 大字田島字上地四筋第二 六一二番一地从先から 六一四番二地从先まで		令和七年四月二十五日
〇四―〇六二	石原古谷	河内	線	桑南一丁目六一七番一地从先から 桑南一丁目五八九番六地从先まで		令和七年四月二十五日
〇四―〇六二	石原古谷	河内	線	桑南一丁目六五二番四地从先から 桑南一丁目六三八番三地从先まで		令和七年四月二十五日
〇六―一一二	開出	六	号線	開出二二〇九番七地从先から 開出二二一〇番七地从先まで		令和七年四月二十五日
〇七―〇三二	三田尻寺	開	作線	大字仁井令字西浜田中八九一番一地从先から 大字仁井令字浜田下八九九番地先まで		令和七年四月二十五日
〇八―一〇〇	上地上	新	前町線	大字田島字上地一筋第二 大字田島字上地一筋第四 七九七番一地从先から 八一六番一七地先まで		令和七年四月二十五日
一〇―〇四六	東勝間	一	号線	勝間二丁目五二〇番地先から 勝間二丁目五〇三番一地从先まで		令和七年四月二十五日
一二―二三二	下木部	十	号線	大字牟礼字菰原四六七番一〇地从先から 大字牟礼字菰原四六七番二地从先まで		令和七年四月二十五日